

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 告 示

- 告示第11号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第12号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

### 公 告

- 公告第5号 農用地利用集積等促進計画の認可  
 ………………（農林茶業課）…2

### 教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集……………2
- 訓令甲第1号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担  
 教職員の私有車利用による旅行に関する規程……………2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第3号 選挙管理委員会の招集……………3
- 告示第4号 特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の  
 発送を開始する日……………4
- 告示第5号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………4

### 農 業 委 員 会

- 公告第1号 農業委員会定例総会の招集……………4

**告 示**

**宇治市告示第11号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。  
 縦覧期間 令和8年2月6日から14日間  
 令和8年2月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
木幡132号線	木幡正中47番地の2	前	2.4	66.2	
	木幡正中51番地の8		~3.4		
	木幡正中47番地の2	後	4.2		
	木幡正中51番地の8		~4.6		
木幡213号線	木幡南山3番地の4	前	1.2	3.0	
	木幡南山3番地の4		~1.6		
	木幡南山3番地の4	後	1.6	1.7	
	木幡南山3番地の4				
木幡243号線	木幡南山4番地の7	前	4.7	101.3	
	木幡南山3番地の56		~14.0		
	木幡南山4番地の7	後	9.0		
	木幡南山3番地の56		~17.6		

**宇治市告示第12号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。  
 縦覧期間 令和8年2月6日から14日間  
 令和8年2月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄六地藏線	木幡西中9番地 木幡西中6番地の1	令和8年2月6日
木幡132号線	木幡正中47番地の2 木幡正中51番地の8	令和8年2月6日
木幡243号線	木幡南山4番地の7 木幡南山3番地の56	令和8年2月6日

**公 告**

**宇治市公告第5号**

農用地利用集積等促進計画の認可について  
 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101

号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年1月23日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要  
 (賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和7年度	第11号	宇治市小倉町蓮池19
令和7年度	第12号	宇治市横島町西鳴沢71
		宇治市横島町西鳴沢72
令和7年度	第13号	宇治市伊勢田町東遊田53
令和7年度	第14号	宇治市小倉町新田島94の一部
令和7年度	第15号	宇治市伊勢田町中遊田59
		宇治市伊勢田町中遊田60
		宇治市伊勢田町中遊田61
		宇治市伊勢田町中遊田62
		宇治市伊勢田町中遊田63
令和7年度	第16号	宇治市伊勢田町中遊田64
		宇治市横島町東鳴沢29-1
		宇治市小倉町西大池29
		宇治市小倉町西大池36

2 認可した日

令和8年1月23日

(揭示済)

**教育委員会**

**宇治市教育委員会告示第1号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年1月21日

宇治市教育委員会  
 教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年1月22日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 報告
  - 3 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則及び宇治市立学校施設使用に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて
  - 4 宇治市文化財保護委員会委員を委嘱するについて

(揭示済)

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号**

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程を、次のとおり定める。

令和8年1月22日

宇治市教育委員会  
 教育長 木上 晴之

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教職員が公務のために私有車を利用して旅行

すること（以下「私有車利用による旅行」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員であって、宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員をいう。

(2) 私有車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）であって、教職員又は当該教職員と同一世帯の親族が所有するもの（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し、所有権が留保されているもの及びリース契約により常時使用するものを含む。）をいう。

（私有車利用の届出及び登録）

第3条 教職員は、私有車利用による旅行を行おうとする場合には、利用しようとする私有車について、あらかじめ私有車登録届により旅行命令権者（以下「校長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る私有車は、次の各号のいずれにも該当しているものでなければならない。

(1) 教職員が当該私有車を運転した場合に有効な対人賠償額無制限かつ対物賠償額無制限の任意自動車保険契約（以下「任意保険」という。）が締結されており、かつ、私有車利用による旅行が当該任意保険において免責事由となっていないこと。

(2) 当該私有車について、道路運送車両法第48条第1項の規定による点検及び同法第58条第1項の規定による検査を行っていること。

3 第1項の届出は、複数の私有車について重複して行うことはできない。

4 教職員は、届出事項に変更が生じた場合（私有車利用を取りやめる場合を含む。）は、速やかに私有車登録変更届により校長に届け出なければならない。

5 校長は、第1項又は前項の届出があったときは、当該私有車が第2項各号のいずれにも該当しているか確認の上、当該届出書を保管する。

6 前項の保管をもって私有車使用に係る事前の登録を完了したものとし、校長は当該教職員に対し、その旨を通知する。

（承認の手続）

第4条 教職員は、私有車利用による旅行を行おうとする場合には、その都度、事前に校長にその旨を申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けた校長は、次条及び第6条の規定により、当該私有車利用による旅行を承認することができる。

3 校長は、前項の規定による承認を受けた教職員と出発地又は帰着地と目的地が同一である教職員についてのみ、当該私有車に同乗して旅行することを承認することができる。

（利用基準）

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、教職員の私有車利用による旅行を承認することができる。

(1) 災害時等緊急を要する場合で、私有車の利用がやむを得ないと認められる場合

(2) 公用車が確保できず、かつ、公共交通機関等を使用することが著しく非効率な場合

(3) その他公務の遂行のため、特に必要と認められる場合

（承認の制限）

第6条 前条の規定にかかわらず、校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、私有車利用による旅行を承認してはならない。

(1) 私有車を登録した教職員自らが運転しない場合

(2) 教職員が、過労、病気、睡眠不足等により、心身ともに正常な運転ができる健康状態にない場合

（教職員及び校長の遵守義務）

第7条 教職員は、私有車利用による旅行をするに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法令を遵守すること。

(2) 私有車利用による旅行の都度、運行前点検を行うこと。

(3) 運転に当たっては、心身に過度の負担がかからないよう走行距離又は運転時間に留意するとともに、交通事故の防止に努めること。

2 校長は、私有車利用による旅行をする教職員に対して、前項各号に掲げる事項を遵守させるよう努めなければならない。

（交通事故の報告及び処理）

第8条 教職員は、私有車利用による旅行中に交通事故を起こした場合には、直ちに法令に定められた措置を講じるとともに、校長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 校長は、前項の報告があったときは、宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）第12条の規定により、速やかに教育長に報告するものとする。

（損害賠償）

第9条 第4条第2項の承認を受けた教職員が、私有車利用による旅行において発生した交通事故により第三者に損害を与え、賠償責任が生じた場合は、私有車の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険による保険金から支払うものとする。

2 私有車利用による旅行中の事故又は故障による当該私有車の損害については、教職員の過失の有無にかかわらず、教職員が負担するものとする。

（旅費）

第10条 私有車利用による旅行をした場合の旅費については、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の定めるところにより支給する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、私有車利用による旅行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

（揭示済）



### 宇治市選挙管理委員会告示第3号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和8年1月23日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

日 時 令和8年1月23日（金） 午後3時30分～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 委員会の議決すべき議案について

日 時 令和8年1月26日（月） 午前9時30分～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の選挙時登録について 他  
日 時 令和8年2月8日（日） 午前9時30分～  
場 所 宇治市役所 501会議室  
議 題 委員会の議決すべき議案について

（揭示済）

#### 宇治市選挙管理委員会告示第4号

特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日を次のとおり定めます。

令和8年1月23日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

令和8年1月25日

（揭示済）

#### 宇治市選挙管理委員会告示第5号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

令和8年1月23日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

令和8年1月21日から同年2月8日までの間

（揭示済）

## 農業委員会

#### 宇治市農業委員会公告第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第31回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年1月22日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和8年2月5日 13時30分  
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室  
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について  
3 特定農地貸付けの変更承認について  
4 非農地通知の決定について  
5 専決事項の報告  
6 その他

（揭示済）